

昭和51年 8月5日

編集と発行

第82号



広報

かてな

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地

〒904-02

☎(098976) 2001・2628

6月の人口 世帯数 3,504 人口 14,625 男 7,234 女 7,391



嘉手納つよし！柔道

○第3回中頭地区中学校体育連盟柔道大会

S51・6・29

団体、個人優勝＝嘉手納中学校

優勝＝名嘉信吉（3年）

2位＝比嘉景得（3年）

○第2回琉球放送旗争奪全沖縄柔道選手権

S51・5・23

団体優勝＝嘉手納中・小学校

○第18回県中学総合体育大会

S51・7・24

団体優勝＝嘉手納中学校

町長選挙は

八月二十二日(日)です

明るく正しい選挙で明るい町政

九月六日の任期満了に伴う嘉手納町長選挙は、八月二十二日(日)に執行されることが七月二日の町選挙管理委員会で決定されました。

今回の町長選挙は嘉手納町誕生初

の選挙で分村から通算しまして第八代目に当たります。

申すまでもなく町長選挙は数ある選挙の中でも、私たち町民の今日、明日の日常生活に直結する町政を向う四か年間背負って立つ人を選ぶ一番身近な重要な選挙です。

選挙は、民主主義の原則です。

民主政治の仕くみは、有権者が代

表者を選び、その代表者によって政治が行なわれるわけですが、政治の主役はあくまでも代表者を選

ぶ私たち選挙民です。

ですから私たちは選挙をとおして政治に参加しているという意義を考え自分の一票の票の重さを自覚し、義理人情や買収、供応をハネ

のけ、自分で見て、自分で聞き、自分で考えて選挙の正しいルールに従って明るくきれいな選挙を実施しましょう。

今年、本町にとっては、選挙の当

り年、六月十三日の県知事、県議選

嘉手納町長選挙事務日程表

告示日	昭和二年八月三日(日)
立候補受付	昭和二年八月三日(日) 六日午前八時迄 午後五時まで
登録基準日	昭和二年八月四日(出)
登録日	昭和二年八月四日(出)
縦覧期間	八月三日(日) 八月七日(日)
被登録者	昭和二年八月三日以前に出生した者で昭和二年五月四日までに転入届を提出した者
投票所	嘉手納町中央公民館大ホール(東区、上区、中区) 嘉手納小学校体育館(北区、南区、西区)

今回の町長選、今秋予想される衆議院選、更に来年一月早々には町議選が控えていて正に選挙ラッシュです。私たちは正しい選挙のルールをよく心得ておき、明るく正しい選挙の実施に臨みたいものです。

また、私たちの清き一票によって選ばれた代表者が、選挙時の公約を着実に実行しているかをよく見守り、監視の目をもつことを忘れてはならないと思います。



お中元やお歳暮



団体旅行の寄付や差し入れ



結婚のお祝い金やお祝い品



集会などの飲食代



落成式や開店祝いの花輪



食事やおみやげ

こういふことは法律で禁止されています

その他

①お祭りなどの寄付、お酒など

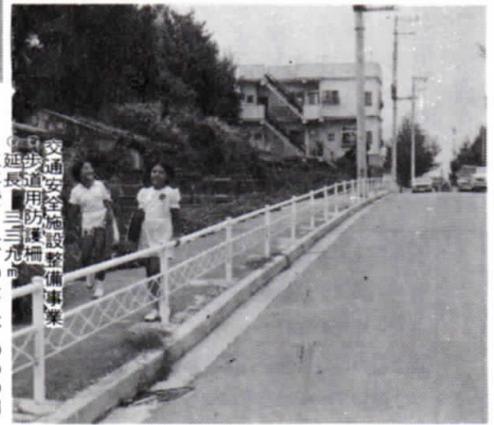
②出産・入学・卒業のお祝い品やお祝いのお金

③お葬式の香典、花輪、供花

④旅行のお銭別

昭和五十年年度事業

○町制施行嘉手納まつり (S51・1・10日両日)



○交通安全施設整備事業
 ○歩道用防護柵
 ○延長 三三九m
 ○工事費 二〇六八、〇〇〇円
 ○防護柵現況 九六九m



○予防接種
 ○被接種人員 七、〇七八人
 ○接種費 三、〇六五、八二二円
 ○一人当 四三三円



○下水道屋良ボヤ場
 ○S51・2・28完成
 ○工事費 五五、〇〇〇円
 ○下水道普及状況 (六月末日) 二二%



○町道六号線改良舗装
 ○S51・3完成 (廣良小学校東)
 ○工事費 二、〇六六、〇〇〇円
 ○舗装の現況 九三、五〇%
 ○舗装延長 二〇、〇六〇m



○普通教室(12)改造工事(嘉小)
 ○工事費 一〇二、一三〇、〇〇〇円



○町営住宅屋良団地(第三種、四八戸)
 ○S51・5・31完成
 ○工事費 八、三三三、三八〇、〇〇〇円
 ○入居 八月上旬予定

国民年金だより⑩

忘れたら大変! 国民年金の保険料



写真 忘れられた国民年金の保険料。(博報)

国民年金の保険料はもう納めましたか。納め忘れがないかどうか、もう一度年金手帳をお調べください。

この保険料は、四、五、六月分は六月末日までに、七、八、九月分は九月末日までに、十、十一月分は十二月末日までに、一、二、三月分は三月末日までに納めることになっています。

もし、これらの期限までに納めませんと、事故にあったり、ご主人がなくなられたときなどに、障

害年金や母子年金を受けられませんか。また、将来、老齢年金も受けることができなくなります。

このようなときに、あわてて保険料を納めても、間に合いません。保険料は、納期限までに、必ず納めましょう。

国民年金受給者は 住所を変更したら届出を

年金を受けている人が住所を

重度心身障害者に 手当を支給

重度障害者に対する福祉手当制度は、昭和五十年十月一日から実施されています。

この制度は、在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として実施するもので、この重度の障害によって生ずる負担の一助として、手当を支給することにより、重度障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

支給資格

○ 手当を受けようとする者が、精神または身体に別表一に定める

更したときは、すぐに「住所変更届」を提出してください。

もし、この届が遅れますと、銀行預金口座への年金振込通知や、郵便局への支払通知が、全部旧住所あてに送られますし、毎年一回提出する「現況届」の用紙の送り先なども同様になりますので、受給者は大変困ることになります。年金を正しく受けるため、住所を変更したときは、すみやかに「住所変更届」を提出しましょう。

支給の制限

次のような場合には、支給されません。

- 手当を受けようとする者が、施設に収容されているとき。
- 手当を受けようとする本人またはその配偶者、同居の扶養義務者の前年の所得が別表二に定める額以上であるとき。

程度の障害があるため日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある者。

○ 手当を受けようとする者が、日本国民である者。

支給額

○ 福祉手当の額は、一人につき月額四、〇〇〇円

申請手続

○ 町役場厚生課（電話一四四八九）

別表一

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの。
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は、長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表二

扶養親族等の数	本人	配偶者、扶養義務者
0人	600,000円	1,652,500円
1	762,500	1,852,500
2	982,500	2,072,500
3	1,202,500	2,292,500



小型船舶の 受検促進 について

- 1 船舶安全法の改正によって、昭和四十九年九月から小型船舶も検査を受けることが義務づけられています。
- 2 今年度は、在来の小型船（長さ十二米未満）の検査猶予期間の最終年度で、昭和五十二年三月三十一日までに受検されないと使用することができなくなり法律違反となつて罰則を受けることとなります。
- 3 検査についてのくわしいことは、下記にお問い合わせ下さい。

記

日本小型船舶検査機構沖繩支所
(九〇〇) 那覇市泊一八二
(崇元寺交番隣り)
電話一〇九八三二一七〇〇二
五三一八五五一

(公表)

公民館使用料徴収 事務の委託について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき嘉手納町立の区公民館の使用料徴収事務を下記のとおり委託したので同条第二項の規定により公表する。

昭和五十一年七月十二日
嘉手納町長 古謝得善

一、委託を受けた者
東区公民館の場合
嘉手納町字屋良七四六番地 荷川取 俊
上区公民館の場合
嘉手納町字嘉手納二一七番地 知念 佐徳
北区公民館の場合
嘉手納町字嘉手納二八四番地 桑江 朝太郎
西区公民館の場合
嘉手納町字水釜四八〇番地 奥間 秀信

- 二、委託の期間
自 昭和五十一年七月十二日
至 昭和五十二年三月三十一日
- 三、委託した事務
区公民館の使用料徴収事務
- 四、徴収の手続
(1) 嘉手納町公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年条例第九号）の別表第二の利用時間の区分に従つて使用料を徴収すること。
(2) 公民館利用許可申請書提出の際（利用する日前まで）に徴収し、その日から三日以内に収入役へ納入すること。
- 五、委託を必要とする理由
当該区の住民の便益の増進に寄与するため。

経営改善資金のご案内

嘉手納町商工会

嘉手納町商工会では、経営改善をはかる小企業者のみならず、必要な小口資金を、商工会長の推せんによって、沖縄振興開発金融

公庫から無担保・無保証人でしかも低利

で融資し、金融の面から小

企業者の経営改善を効果的

にすすめることを目的に、

小企業経営改善資金融資制度を扱っています。

◎融資の条件

融資金限度額

二〇〇万円

(運転資金は

一五〇万円以下)

貸出期間

三年以内

(運転資金 二年以内)

据置期間

設備資金のみ六ヶ月

金利 年六・八%

◎融資を受けられる小企業者

常時雇用者(家族従業員を除く)

が商業・サービス業では二人以下、製造業その他では五人以下の企業で、次の条件に該当していること。

① 従前(原則として六ヶ月以前)から商工会の経営指導を受けていること。

② 最近一年以上、嘉手納町内で事業を営んでいること。

③ 所得税、事業税、または県民税や町民税をすべて完納していること。

④ 担保または保証について余力があり、他の金融制度の利用が明らかに可能でないこと。

環境衛生関係業種の場合は、運転資金の融資に限りますので、設備資金については、別途、環境衛生種のための小企業設備改善資金特別貸付を利用してもらうことになります。

この制度に該当しない方には、別の融資制度を紹介いたしますので、お気軽に商工会までお尋ね下さい。

嘉手納町商工会

中央公民館 三階

電話 二八一〇

裁判所の調停を ご存知ですか

裁判所には裁判のほかに調停という制度があります。調停は、裁判官一人と民間から選ばれた調停委員二人からなる調停委員会が、当事者の言分を十分聴き、めごとの原因をはつきりさせ、話し合いで実情にそった適切な解決を

図るものです。したがって、調停には裁判のような勝ち負けがありませんが、話し合いがまとまると、裁判の判決と同じ効力があり、強制執行もできます。また、裁判と違って、公開されないの秘密が堅く守られるというのも大きな利点で、費用が安く短期間でもめごとが解決できる調停制度は、今でも多くの人に利用されています。

○ 交通事故

車にはねられて怪我したので治療費、休業補償、慰籍料を請求したい、また被害者から、不当な要求をうけているなど交通事故故からのめめごと。

○ 金銭貸借

金を貸したが返してくれない、売掛金を払ってくれないなど、民事、商事上のめめごと。

○ 相隣関係

隣の家から雨水が流れ込む、窓に目かくしをしてくれないなど隣近所とのめめごと。

○ その他

登記、労働、公害、日照、通風などのめめごと。

このようなめめごとを調停で解決するための手続について「無料」で相談に応じております。

町民の人権を監視する 人権擁護委員きまる

本年五月一日付をもって左記の方が、嘉手納町の人権擁護委員として法務大臣から発令されました。人権擁護委員とは、その地域の中で、人格、見識が高く、また、地域の実情に明るい人が町長の推せんにより法務大臣から委嘱されます。

委員の主な仕事は、町民の人権が侵されないよう常に監視し、たえず自由、人権思想の啓発と普及につとめ、万一不幸にして人権を侵された人がいたときは、その事件を調査して必要な救済手段をとることにあります。人権にかかわること、また困っ

※平日は午前九時から午後四時まで（土曜日は午前中）事件に関係のある書類があれば持参してください。

沖繩市字上地三九〇番地
コザ簡易裁判所調停係
電話コザ七―三四三四
内線31、32



たこと、心配ごとなどは人権擁護委員にご相談ください。相談は無料です。むつかしい手続も必要なく、秘密も守られます。

記

氏名 伊波 剛(六一)
住所 嘉手納町字屋良七二
電話 二一五九

寄附

嘉手納町育英会へ
○六月八日、字嘉手納五一番地
村喜現さんから一〇万円。

離婚後も婚姻中の 氏(姓)を名のる ことができます

このほど、民法等の一部を改正する法律が成立し、六月十五日から施行されました。これによると、婚姻のとき氏を改めた人は、離婚をしても離婚後三か月以内に戸籍法の定める届出をすれば、婚姻中に称していた氏を称することができます。

また、この法律施行前三か月以内(本年三月十五日以降)に離婚した人で既に婚姻前の氏にもどっている人も、本年九月十五日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び称することができます。

くわしいことは、町役場住民課
戸籍係におたずねください。
電話二〇〇一・二六二八



人権擁護委員 伊波 氏